

身体に障がいのある方は 郵便による投票ができます

身体障害者手帳などの交付を受けている人で、記載されている内容が次に該当する人は、郵便による不在者投票（郵便投票）ができます。郵便投票をする場合は、町選管から交付された郵便投票証明書を持し、8月25日までに投票用紙を請求してください。

◆郵便投票ができる人

- ▷ 身体障害者手帳…両下肢などの障がい1、2級、内臓機能障がい1、3級、免疫障がい1～3級の人
- ▷ 戦傷傷者手帳…両下肢などの障がい特別項症～第2項症、内臓機能障がい特別項症～第3項症の人
- ▷ 介護保険の被保険者証…要介護状態区分が「要介護5」の人

※郵便投票証明書をお持ちでない方は、町選管へ交付の申請をしてください。また、証明書には有効期限がありますので、期限が切れている方は忘れずに更新の手続きをしてください。

―一筆できない人には代理記載制度があります―

郵便投票の対象となっている人で、障害者手帳などに記載されている内容が次に該当し、自ら記載するのが困難な人は、事前に登録した代理人に投票に関する記載をさせることができます。

- ▷ 身体障害者手帳…上肢または視覚の障がい1級
- ▷ 戦傷傷者手帳…上肢または視覚の障がい特別項症～第2項症の人

◆申請先・問い合わせ 町選挙管理委員会事務局
(☎82-3111内線411) へどうぞ。

◆投票所一覧

投票区	投票所
山田第1	山田漁村センター
	町中央公民館
	北浜防災センター
	さくら幼稚園
	関谷林業担い手センター
	関口農業担い手センター
船越第1	船越防災センター
	山の内生活改善センター
	船越漁村センター
	大浦漁村センター
	小谷鳥コミュニティセンター
織笠第1	織笠コミュニティ細浦ブロックセンター
	織笠漁協水産倉庫
	旧岩手宮古農協織笠支店
	猿神農業担い手センター
	田子の木生活改善センター
	織笠コミュニティ外山ブロックセンター
大沢第1	ふるさとセンター
	大沢漁協新倉庫
豊間根第1	豊間根生活改善センター
	農村婦人の家
	田名部林業担い手センター
	上豊間根自治交流会館
	荒川農業構造改善センター
	馬鞍コミュニティセンター

国民年金保険料

納付が困難な場合の 免除制度があります

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の全額または一部納付が免除・猶予となる「保険料免除（一部納付）制度」や「若年者納付猶予制

度」があります。保険料の免除や猶予を受けずに未納になっていると、病气やけがなどで障がいが残った場合でも障害基礎年金が受けられない場合があります。しかし、免除や猶予が承認された期間は、障害基礎年金を受けるために必

要な受給資格期間に算入します。この制度を利用するためには本人による申請が必要です。詳しくは町住民生活課（2番窓口）にご相談ください。

■保険料免除制度

本人、配偶者、世帯主の前年の所得が一定基準額以下の場合に、保険料の全額または一部を免除する制度です（下表参照）。

また、特例として失業などにより納付が困難な方は、所得に関係なく該当する場合があります。

■若年者納付猶予制度

学生を除く30歳未満の方で、本人、配偶者の前年の所得が一

◆免除後の保険料の額

免除区分	保険料 (月額)
全額免除	なし
4分の3免除 (4分の1納付)	3,670円
半額免除 (半額納付)	7,330円
4分の1免除 (4分の3納付)	11,000円

定額以下の場合、申請により保険料の納付を猶予（最長10年間）することができず。

◆申請先・問い合わせ

町住民生活課住民記録担当（☎82-3111内線123）へ。

◆免除となる所得基準の目安

世帯構成	全額免除	一部免除		
		4分の3 免 除	半額免除	4分の1 免 除
4人世帯	162万円	230万円	282万円	335万円
2人世帯	92万円	142万円	195万円	247万円
単身世帯	57万円	93万円	141万円	189万円

※この表はあくまで目安です。実際に免除の判定をする際は、社会保険料控除額なども考慮されるため、免除基準となる所得は人によって異なります。